

## 高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が、高知県の定めた高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱に基づき、高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類（平成25年10月総務省告示第405号）において「製造業」に分類される産業をいう。
- (3) 卸売業、小売業 日本標準産業分類において「卸売業、小売業」に分類される産業をいう。

### (補助目的、補助事業者)

第3条 原油価格・物価高騰等により経済的な影響を受けた県内中小企業者における省エネルギーの推進を図るために設備投資を行う取組を支援することを目的とする。

- 2 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は県内に本社又は主たる事業所を有し、主として「製造業」又は「卸売業、小売業」を営む中小企業者であって、別表第1の1に定める、原油価格・物価高騰等の影響により売上高又は営業利益額が一定割合以上減少した者とする。

### (補助事業)

第4条 補助事業者が省エネルギーの推進を図るために設備投資を行う事業とし、その要件は別表第1の2に定めるとおりとする。

### (補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象経費は、補助事業の実施期間内において発生した経費とし、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

### (補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等県の暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。
- (3) 補助事業の執行に際しては、原則として、県が行う契約の手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

(審査会の設置)

第8条 理事長は、第6条の規定により補助事業者から提出された交付申請書の内容及び補助金交付の適否等の審査及び採択事業の決定を行うために、審査会を設置する。

(補助金の交付の決定等)

第9条 理事長は、前条に規定する審査会の報告を受け、適当と認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金交付申請を取下げようとするときは、当該補助金交付決定通知を受けた日から、10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式の変更申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業(中止・廃止)申請書により理事長の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 理事長は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(事業成果の報告)

第15条 理事長は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、理事長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管し、理事長から求めがあった

ときはいつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

(取得財産の管理及び処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。

2 前項の取得財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜き）以上の備品及びその他の財産については、別記第5号様式による取得財産等管理台帳により管理することとし、第13条による実績報告書に添付しなければならない。

3 前項の取得財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第6号様式による取得財産の処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の規定により理事長の承認を得て取得財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部をセンターに納付しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第18条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(3) 計画の承認又は認定が取消されたとき。

(4) 正当な理由がなく第13条の規定による実績報告書の提出を行わない、又は第14条の規定による現地調査等を拒んだとき。

(5) 補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定による取消しを行う場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による取消しに関する補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

5 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(グリーン購入)

第19条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第20条 補助事業又は補助事業者に関して、センター情報公開規程（以下「規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、規程第4条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を

行うものとする。

(委任)

第21条 この要領で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月7日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第15条、第16条、第17条、第18条及び第20条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月14日から施行する。

別表第1の1（第3条関係）

次の①又は②に該当し、かつ、製造業又は卸売業、小売業を主として営む県内中小企業者であること。

①「原油価格・物価高騰等以降の事業年度」\*1と「原油価格・物価高騰等以前の事業年度」\*2の売上高又は営業利益額を比較し、売上高の5パーセント又は営業利益額の7.5パーセント以上の減少が認められること。

② 原油価格・物価高騰等（令和4年1月）以降の連続する12月間のうち任意の3月と、原油価格・物価高騰等以前（平成31年1月から令和3年12月）の同3月の売上高又は営業利益額とを比較し、売上高の5パーセント又は営業利益額の7.5パーセント以上の減少が認められること。

\*1 令和4年4月30日以降に事業年度の終了の日を迎える事業年度とする。

\*2 令和元年12月31日から令和3年12月31日までに事業年度の終了の日を迎える事業年度とする。

別表第1の2（第4条関係）

補助事業者が行う事業の要件
<p>省エネルギー要件 補助事業実施前後における設備・機器のエネルギー使用量を10パーセント以上削減*1できる計画を策定すること。</p> <p>※設備・機器メーカー又は納入業者等によるエネルギー消費量の比較証明が必要。</p>

\*1 設備・機器毎でエネルギー使用量の10パーセント以上削減を必要とする。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限・下限額*2
<p>以下の設備・機器の購入、据付等（配管・配電等の工事費及び設置搬入費等を含む）に要する経費*1</p> <p>①照明設備（LED照明設備も含む） ただし、工事を伴わない管球のみの交換を除く。</p> <p>②冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、製氷機等）</p> <p>※事業活動で使用する設備・機器で、県内の工場、店舗又は事務所等へ設置するものに限る。</p> <p>※自己の所有する物件以外に設置する場合は、法定耐用年数の間、設置・使用することについて、補助事業者による使用確約書（別紙8）及び建物の所有者による承諾書（別紙9）を必要とする。</p> <p>※自宅兼事務所等に設置する場合は、居住部分と事業部分が明確に分離されており、事業活動で使用する部分に設置するときに限る。</p> <p>※設備・機器の1台（照明設備の場合は一式）あたりの金額が、税抜き10万円以上のものを対象とする。</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内</p>	<p>300万円以内 ただし、下限50万円とする*3</p>

\*1 補助対象経費は事業実施のために必要な経費とし、事業実施に直接関係のない経費及び既存設備の撤去費用並びに汎用性があり目的外使用になり得る備品の購入費、建屋の新築・増改築

等の費用、不動産の取得に係る経費及び賃借料は、補助対象外とする。また、中古品や自社で製造する製品も補助対象外とする。

- \* 2 自然災害や感染症の影響等、補助事業者の責めに帰さない事由により、実績報告時に補助金確定額が下限額を下回る場合は、補助対象とする。
- \* 3 審査は補助対象経費①照明設備と②冷蔵・冷凍設備に分けて実施する。また、①及び②のいずれかで不採択となった結果、補助下限額である 50 万円を下回った場合は、全体を不採択とする。

別表第3（第7条、第18条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。